

ドイツ債権譲渡制度における債務者に対する対抗要件（二・完）

——ドイツ民法四一〇条の立法過程を中心として——

古屋 壮一

第一章 本稿の目的と構成

一 本稿の目的

二 本稿の構成

第二章 債務者に対する対抗要件規定とその立法過程

第一節 問題となるドイツ民法の規定

一 ドイツ民法四一〇条

二 フランス民法一六九〇条

第二節 債務法部分草案

一 債務法部分草案一八条一項

二 債務法部分草案一八条一項前段の立法趣旨

三 債務法部分草案一八条一項中段の立法趣旨

四 債務法部分草案一八条一項後段の立法趣旨

第三節 第一草案

一 第一草案三〇八条

二 第一草案三〇八条の立法趣旨

三 第一草案三〇八条に対する鑑定意見（以上二六卷四号）

第四節 第二草案

一 第一草案三〇八条に関する修正提案

二 修正提案に対する第二委員会多数意見の見解

三 第二草案三五三条

第三章 総括と日本法への示唆

第一節 総括

第二節 日本法への示唆(以上本号)

第四節 第二草案

一 第一草案三〇八条に関する修正提案

第二委員会においては、第一草案三〇八条に関して、主に以下の二つの提案〔提案1〕及び〔提案2〕とする〕が提出された。

〔提案1〕 同草案三〇八条は、次の規定に置き換えられるべきである。

「①債権の移転が契約又は法律によって生じたときは、債務者は、債権譲渡又は法律による債権の移転があったことを内容とする証書で、旧債権者が交付した証書と引き換えでなければ、新債権者に対して給付義務を負わない。ただし、旧債権者が書面により債権の移転を債務者に通知したときは、この限りではない。

②第一項が規定する証書の呈示がなく、かつ、このために債務者が新債権者が債務者に対してなした解約告知又は催告を遅滞なく拒絶したときは、第一項が規定する通知がないために、その解約告知又は催告は、無効である。

③債務者が第一項が規定する方式とは異なる方式で証書又は通知を与えられることについて法律上の利益を有しているときは、その証書又は通知は、債務者のその利益に合致する方式で与えなければならぬ。第二七〇条の規定は、これを準用する。⁽⁴⁹⁾⁽⁵⁰⁾」

〔提案2〕 同草案三〇八条aとして、次の規定を挿入すべきである。

「債務者は、債権譲渡があつたことが疑わしいときは、給付を拒絶することができる。」⁽⁵¹⁾

二 修正提案に対する第二委員会多数意見の見解

1 第二委員会は、「提案1」について、一項と二項を承認したが、三項を拒絶した。⁽⁵²⁾ 譲渡証書の呈示・交付又は通知がなされるまでは債務者に新債権者に対する給付義務が生じないという、「提案1」の一項及び二項に関して、同委員会多数意見は、「法律又は法律行為に基づく債権の移転を信託して譲受人に支払をなした債務者は、その債権の移転が法律上存在しない場合であっても、債務者のその信頼が債権者による通知又は債権者によって交付された譲渡証書を譲受人が呈示したことによって生じたときは、三〇六条の規定に従って、原債権者に対して保護される」ということが、考慮される。それゆえ、債務者は、このような方法で自らに債権譲渡についての証明がなされるまでは、譲受人に支払をなさなくてもよいという重大な利益を有する。」⁽⁵³⁾ 第一草案三〇六条は、譲渡人が債務者に譲渡について通知し、又は、譲渡人が譲受人に交付した譲渡証書を譲受人が債務者に呈示した場合において、その譲渡が無効であつたときでも、債務者の譲受人に対する弁済及び譲受人との法律行為は有効とみなされるといふものである。⁽⁵⁴⁾

第一草案三〇六条における譲渡の通知又は譲渡証書の呈示がない状態で債務者が譲受人に弁済をなした場合に、債権譲渡が無効であつたときは、同条の適用がないため、その弁済は、無効な弁済となる。そして、債務者は、二重弁済を強いられ、履行遅滞の危険を負うことになる。無効とはいへ、譲渡人・譲受人間で債権譲渡がなされたことによつて、これに全く関与しない債務者が害されることは妥当ではない。そこで、本来は債権の特定承継の原則によつて新債権者に債権が帰属していることから、新債権者は通知又は譲渡証書の呈示なくして債務の履行を債務者に請求できるところ、⁽⁵⁵⁾ 多数意見は、同条によつてもたらされる、二重弁済及び履行遅滞の危険を負わないという利益を債務者が受けることができ、その結果当事者間の公平が維持されるようにするため、通知又は譲渡証書の呈示・交付がなさ

れるまでは、債務者は新債権者に対する給付義務を負わないとしたのである。なお、「提案1」の一項において、新債権者が債務者から給付を受けるための要件として譲渡証書の債務者に対する交付が規定されている趣旨は、同草案三〇六条を適用するための要件である譲渡証書の呈示があったことについて、債務者がこれを立証することを容易にし、当事者間の公平を図るものであると考えられる。

多数意見が説明する以上のような「提案1」の一項及び二項の趣旨は、一見すると第一草案三〇八条一文の趣旨と異なっているようにも思える。後者は、債権の特定承継の原則により譲渡について何も知らない債務者が表見譲受人に無効な弁済をなし、真正な債権者との関係で二重弁済・履行遅滞の危険を負うことを回避するため、新債権者は通知又は譲渡証書の呈示によって権利者であることを証明しなければ譲渡債権を行使できないとする。他方、前者は、債権譲渡が無効であったときに、譲受人に対して無効な弁済をなした債務者が譲渡人との関係で二重弁済・履行遅滞の危険を負うことを同草案三〇六条によって回避するため、新債権者は通知又は譲渡証書の呈示・交付がなければ譲渡債権を行使できないとする。しかし、前者もまた、通知又は譲渡証書の呈示・交付が新債権者の債権者としての真正を証明することを否定するものではなく、その結果、債務者が表見譲受人に無効な弁済をなして二重弁済・履行遅滞の危険を負うことを回避できることを否定するものではないであろう。また、前者も後者も、究極的には債務者に二重弁済・履行遅滞の危険を負わせないようにすることを目的とするものである。したがって、前者は、後者の趣旨を排除するものではなく、これを引き続き維持しているとみることができる。

2 多数意見が承認した「提案1」の一項及び二項が第一草案三〇八条一文の趣旨を維持しているとしても、両者には、譲渡証書につき、前者は私的な譲渡証書でもよいとするのに対して、後者は公正証書の方式をとる譲渡証書でなければならぬとする点で差異がある。多数意見は、これについて、「書面による通知や譲渡証書の交付といった方法

で債務者を保護しようという目的は、その通知又は譲渡証書に対して公の認証がなされることを強制しない。何となれば、これを強制すると債権の移転が非常に困難なものとなり、行き過ぎた債務者に対する配慮という点で問題があるからである」と述べる⁵⁶。多数意見は、譲渡証書が公正証書の方式をとるものでなければならず、旧債権者は債権譲渡のたびに新債権者のために公正証書を作成しなければならなくなるため、債権者はこのような譲渡証書の作成に手間がかかるのを嫌って譲渡を差し控えることになると考えた。また、多数意見は、「行き過ぎた債務者に対する配慮」ということについて、譲渡証書に公証を要するとすると、債務者がかかる譲渡証書の呈示請求権を濫用する恐れがあることを指摘する。すなわち、「債務者はしようとすれば、この特別な方式が譲渡人の不在又は類似の障害のために備えられない場合に、特別な方式を請求する権利を支払義務から逃れる目的で濫用できるかもしれない」という⁵⁷。多数意見は、このような理由から、譲渡証書は公正証書の方式をとる必要はなく、私的な譲渡証書でよいとし、表見譲受人への無効な弁済を避けたい債務者が公正証書の方式をとる譲渡証書によって新債権者が権利者であることの確実な証明を受けることについて利益を有していても、かかる利益は考慮されないというのである。こうして、「提案1」の三項は、多数意見によって拒絶されたのである。

しかし、多数意見の見解に従って譲渡証書には公証を要しないとすると、譲渡証書の証明力が減少する一方で、債務者が表見譲受人に無効な弁済をなす危険性が増加し、「提案1」の一項及び二項の趣旨に含まれる第一草案三〇八条一文の趣旨が没却されかねない。これに対し、多数意見は、債務者は譲渡証書の真正に疑念をもてば旧債権者に問い合わせをするであろうし、たとえその問い合わせができない状況であっても、債務者は債権者不確知による供託をすることができ、債務者は表見譲受人に無効な弁済をなすことはなく、真正な債権者との関係で二重弁済・履行遅滞の危険を負わないと反論している⁵⁸。

ところで、第二草案三四六条は、次のように規定している。⁽⁹⁾

「旧債権者は、新債権者に対して、手元にある限りにおいて、債権の証明に有用な証書を交付し、債権の行使のために必要な報告をなす義務を負う。旧債権者は、新債権者の請求により、債権譲渡に関して公に認証された証書を新債権者に対して交付しなければならぬ。その費用については、新債権者がこれを負担し、かつ、前払いをしなければならぬ。」

同条は、第一草案三〇一条と若干異なるにすぎない。第二草案においても、新債権者は、旧債権者に公正証書の方式をとる譲渡証書を交付するように請求できる。先に述べたように、第二委員会が承認した「提案1」の一項及び二項は、新債権者が権利者であることを証明するために債務者に呈示・交付する譲渡証書につき、公証を要求していない。しかし、私的な譲渡証書によるその証明は、公正証書の方式をとる譲渡証書によるそれと比べて証明力が減少するから、新債権者は、債務者から円滑に給付を受領できない可能性がある。そこで、新債権者は、第二草案三四六条二文により、旧債権者に公正証書の方式をとる譲渡証書を交付するよう請求し、これを債務者に呈示・交付して、債務者から円滑に給付を受領しようとするのが考えられる。しかし、同条同文のような規定は、多数意見が「提案1」の一項及び二項について、譲渡証書に公証を要するとすると旧債権者がかかる証書作成の手間を惜しんで債権譲渡を控える恐れがあるから、譲渡証書に公証を要しないとした趣旨を損なう可能性も含んでいる。この点について、同草案討議記録は、何も述べていない。

3 「提案1」の一項及び二項と第一草案三〇八条一文は、前者が通知について書面でなされることを要求しているのに対して、後者は通知の方式についてなんら規定していないという点でも、差異を有している。第二草案討議記録は、なぜ前者が通知について書面でなされることを要求しているのか、何ら明らかにしていない。しかし、「提案1」の一

項及び二項が債務者が第一草案三〇六条を援用できるとしていることから、前者は、旧債権者に債務者に対する通知を書面でなすことを要求することにより、債務者が旧債権者が通知をなしたことを立証することを容易にしたものと思われる（同草案三〇六条一項参照）。この結果、債務者は旧債権者との関係で二重弁済・履行遅滞の危険を負うことを回避できるから、前節の三で紹介した第一草案三〇八条に対するBaurの鑑定意見のうち、通知に関する意見は、第二委員会において採用されたものと理解することができよう。なお、書面による通知に公証を要しない理由は、譲渡証書についてそれを不要とする理由と同一のものであると考えられる。

4 第二委員会多数意見が承認した「提案1」の一項及び二項と第一草案三〇八条全体を比較すると、前者から後者の二文の規定が抜けていることに気付く。多数意見は、第一草案三〇八条二文について、「三〇八条二文の規定については、異議が唱えられるべきである。この規定は、債務者を原債権者によって後になされる履行請求から保護するためだけに、債務者が債権譲渡が行われたことについて疑いを有していないときでさえ、債務者に債権譲渡を否認するように強制し、訴訟告知を要求することによって、特別な法律の知識を前提とし、費用を要する訴訟告知という手段をとるように債務者に強制する」と述べる⁽⁶⁾。

旧債権者が譲渡について債務者に通知せず、又は、新債権者が公証された譲渡証書を債務者に呈示しない場合において、新債権者が債務の履行を求めて訴えを提起したときは、債務者は、新債権者が権利者であることを否認することで、新債権者に権利者であることの証明を訴訟でなさしめようとする。そして、債務者は、訴訟告知を旧債権者に対してすることで、新債権者との訴訟における判決の既判力を旧債権者にも及ぼして、後に旧債権者が自らに履行請求をすることを不可能にする。これにより、まず債務者は、二重弁済・履行遅滞（旧債権者との関係で）の危険から解放され、二重の訴訟行為をなさなくてもよいことになる。さらに、訴訟費用（訴訟告知の費用も含む）を新債権者の負

担とすることで、当事者間の公平が図られる。以上が、同草案三〇八条二文の趣旨であった。

しかし、通知又は譲渡証書の呈示がない状態で新債権者が債務者に対して譲渡債権を行使した場合であっても、債務者がその債権が原債権者から新債権者へと譲渡されたことを知っているときもある。このようなとき、債務者は新債権者に弁済をなしてもよいのであるが、新債権者に弁済をなした後、債務者は、原債権者から履行請求を受ける可能性がある。そこで、債務者は、新債権者が債権者であることをあえて否認し、新債権者に訴えを提起させて、訴訟において原債権者に訴訟を告知し、その訴訟における判決の既判力を原債権者に及ぼすのである。したがって、債務者は、この目的のために訴訟行為をなさなくてはならない。また、訴訟告知は高度な法律上の知識をもっている者でなければこれをなすことができないのであるから、通知又は譲渡証書の呈示がない状態で新債権者が履行請求をなし、訴えを提起したときは、多くの債務者は、新債権者・債務者間の訴訟における判決の既判力を原債権者に及ぼすことができない恐れがあるのである。そうすると、債務者は、新債権者との訴訟において新債権者を権利者として確認できたとしても、これによって新債権者に弁済をなした後、場合によっては、その訴訟における判決の既判力が及んでいない原債権者から履行請求を受けることで、二重弁済・履行遅滞の危険を負い、二重の訴訟行為をなさなければならなくなる。同草案三〇八条二文は、新債権者が訴訟において権利者であることを証明する場合において、債務者の保護を図った規定であるが、そもそも、新債権者に訴訟において権利者であることの証明をなすことを許すこと自体が、債務者にとって不利益をもたらさしうるのである。このような結果は、当事者間の公平を失わせるものであるといえよう。

旧債権者が譲渡について書面で債務者に通知するか、又は、新債権者が譲渡証書を債務者に呈示・交付していたならば、債務者は、新債権者に弁済をなした後、原債権者から履行請求を受けたときでも、同草案三〇六条を援用して

履行を拒絶することができる。この場合、債務者は、新債権者に権利者であることを証明させるため、又は、新債権者への弁済後に債務者が原債権者から履行請求を受けることを回避するために、新債権者に訴えを提起させる必要はない。したがって、債務者による原債権者への訴訟告知をめぐる、右に述べたような債務者に対する不利益は、そもそも生じないのである。もちろん、かかる不利益の除去は、債務者が新債権者に弁済するにあたり、通知又は譲渡證書の呈示・交付が必ず債務者になされていることを前提とする。そこで、多数意見は、「譲渡人が書面により債権の移転を債務者に通知するか、又は、譲受人が譲渡人によって発行された譲渡證書を債務者に交付するまで、譲受人に対する給付を拒絶する権利を債務者に与えること」によつて、通知又は譲渡證書の呈示・交付がない状態で新債権者が訴訟において債務者に対して履行請求することを禁止するべきであるという。⁶¹ このような多数意見の見解は、同草案三〇八条二文を削除すべきというものである。それゆえ、多数意見は、「提案1」の一項及び二項が同条同文を削除していることを支持するのである。⁶²

5 これまで、多数意見が「提案1」の一項及び二項を承認した理由を明らかにしてきた。ところで、多数意見は、「提案2」についてこれを拒絶している。⁶³ そこで、次に、多数意見が「提案2」を拒絶した理由について、みていくこととしよう。

「提案2」の提案者は、「債権譲渡の存在に疑いがある場合においては、債務者の保護のためにも譲渡人の利益のためにも、譲受人に対して履行を拒絶する権利を債務者に与えることが必要であると思われる」と述べている。⁶⁴ 「提案1」の一項及び二項を承認し、書面による通知又は譲渡證書の呈示・交付がなければ新債権者は譲渡債権を債務者に行使できないとすれば、債務者は、譲渡不存在又は譲渡無効を理由とした原債権者の履行請求を第一草案三〇六条を援用することで拒絶できる。しかし、通知又は譲渡證書に原債権者が関与していないとき、すなわち、通知又は譲渡證書

が表見譲受人によって偽造されていたときは、債務者は、同条を原債権者に対して援用することができない。この結果、偽造された通知又は譲渡証書により表見譲受人に弁済をなした債務者は、原債権者との関係で二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる。⁶⁵ 他方、真正な債権者である原債権者は、債務者との約定通りに当該債権について満足を得られず、債務者の資力に不安があるときは、その満足を得ることができない可能性がある。そこで、「提案2」の提案者は、通知又は譲渡証書の真正に疑いがあるとき、すなわち、債権譲渡の存在に疑いがあるときは、債務者は新債権者に対する給付を拒絶することができるとすべきであるというのである。なお、「提案2」は、第一草案三〇八条の次に同条aとして挿入されるべく提案されたものである。したがって、この提案は、同条を前提としている。しかし、この提案は、「提案1」の一項及び二項を承認する第二委員会の見解に従うならば、さらにその重要性を増すことになる。何となれば、「提案1」の一項及び二項は譲渡証書に公証を要求していないため、偽造された譲渡証書が債務者に呈示・交付される可能性があるからである。ところで、この「提案2」については、通知又は譲渡証書の真正に疑いがあるときは、債務者は債権者不確知による供託をなしうるのだから、右に述べたような債務者及び原債権者の不利益は、これによって回避されるのであり、したがって、この提案は不要ではないかという疑問が生じうる。これに対して、「提案2」の提案者は、「債務者の供託権も不十分である」とし、⁶⁶ 供託には費用を要することを除いても、債権譲渡を否認しうる場合に債務者が債権者不確知による供託をするためには、債務者が一般的に普及している法律知識よりもはるかに高度な法律知識を有していることが前提となるから、実際には債務者に供託をなすことを期待することはできないとする。⁶⁷

多数意見は、この提案が通知又は譲渡証書の真正に疑いがあるときに債務者に新債権者に対する給付拒絶権を与え、債務者に第一草案三〇六条を援用することができるようにし、もって債務者から二重弁済・履行遅滞の危険を除去し

ようにすることについて、このような債務者の危険は供託権によって除去されているという⁽⁶⁸⁾。さらに、多数意見は、このようなときは、普通、債務者は原債権者と連絡をとることによって即時に債権譲渡を否認する機会を得ることができるという⁽⁶⁹⁾。したがって、債務者及び原債権者は不利益を被ることがないので、「提案2」は不要であるとする。また、多数意見は、「債務者が債権譲渡を否認しうるために、債務者に新債権者に対する給付を拒絶することを許容することはできない。何となれば、債務者は給付義務から逃れる目的で、債権譲渡が否認可能であることを援用しようとするかもしれないからである。」とも述べている⁽⁷⁰⁾。多数意見は、通知又は譲渡証書の真正に疑いがあるかどうかは債務者の判断に委ねられるから、これらの真正に疑いがあるときに債務者に新債権者に対する給付拒絶権を与えると、場合によっては、債務者が新債権者に対する給付を免れる目的でこの権利を濫用する可能性があるというのである。債務者にかかる給付拒絶権の濫用は、当事者間の公平に反する結果を招来する。多数意見は、これらの理由から、「提案2」を拒絶した。

6 ちなみに、本節の二で触れたものを除いて、前節の三で紹介した第一草案三〇八条に対する鑑定意見については、第二委員会がこれについてどのように理解していたのかということは、第二草案討議記録からは明らかとならない。ただし、第一草案三〇八条二文における訴訟費用についての規定は民事訴訟法に規定されるべきであるという、Fischerの鑑定意見については、多数意見が第一草案三〇八条二文を削除した「提案1」の一項及び二項を承認していることから、第二委員会は、これを検討の対象としなかったといえる。

三 第二草案三五三条

これまでみてきたように、第二委員会は、「提案1」の一項及び二項を承認し、同三項及び「提案2」を拒絶した。「提案1」の一項及び二項は、編纂の都合上修正されて、第二草案三五三条となった。同草案三五三条は、次のように

規定する。⁽¹⁾

「①債務者は、旧債権者が交付した債権譲渡に関する証書の交付と引き換えでなければ、新債権者に対して給付義務を負わない。新債権者が解約告知又は催告をその証書の呈示なくしてなし、かつ、そのためにこれが債務者によって遅滞なく拒絶されたときは、新債権者の解約告知又は催告は、無効である。

②前項の規定は、旧債権者が債務者に対して債権譲渡があったことを書面で通知したときは、これを適用しない。」
 同条は、表現上の違いこそあるが、ドイツ民法四一〇条とほぼ同一の規定であるといえよう。現に同条は、表現上の修正のみを受けてドイツ民法四一〇条となったのである。

(49) Mugdan, Die gesammten Materialien zum Bürgerlichen Gesetzbuch für das Deutsche Reich, Band II., Recht der Schuldverhältnisse, 1899, S. 583.

(50) 第一草案二七〇条「債務者は、受取証書の費用を負担しなければならない。ただし、これと異なる合意が存在するときは、この限りではない。」(Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. XV.)

(51) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 584.

(52) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 583.

(53) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 583.

(54) 第一草案三〇六条は、次のような規定である (Entwurf, a. a. O. (Fn 29), S. 68.)。

「①債権者が債務者に対して債権を移転したことを通知した場合において、その通知した債権の移転が存在せず、又は無効であったときは、債権者と債務者との関係においては、債権者が債務者に対して通知の撤回を表示するまでは、その通知した債権の移転は、存在し、有効であるものとみなす。

②債権譲渡又は債権者が債権譲渡を第三者に対して承認したことを内容とする、債権者が交付した証書を呈示したときも、債権

の移転の通知があつた場合と同様である。本条は、債務者が第三〇四条が定める時にその証書中の債権の移転が無効であることを知っていたときは、これを適用しない。」

なお、同草案三〇四条は、次のような規定である (Entwurf, a. a. O. (Fn 29), S. 67 f.)。

「①新債権者は、債務者が債権の移転後に旧債権者に対して債務の履行のために給付をなしたこと、及び債権の移転後に旧債権者と債務者との間でその債権に関して合意があつたこと、又はその債権について旧債権者と債務者との間で法律行為があつたことにつき、これを有効と認めなければならない。ただし、債務者が給付があり、又は、法律行為があつた時に債権の移転を知っていたときは、この限りではない。

②債権の移転後に旧債権者と債務者との間でその債権に関して係属した訴訟において、確定判決があつたときも、同様である。ただし、債務者が債権の移転を援用できた時にこれを知っていたときは、この限りではない。」

また、同草案三〇六条は、その後、第二草案三五二条となり、結局、ドイツ民法四〇九条として規定された。両者は、次のような規定である。

第二草案三五二条「①債権者が債務者に対して債権を譲渡したことを通知した場合において、通知した債権譲渡が存在せず、又は無効であつたときは、債権者は、債務者に対して、通知した債権譲渡が有効であることを認めなければならない。債権者が債権譲渡に関する証書をその証書中に指定された新債権者に交付し、かつ、新債権者がこれを債務者に呈示したときも、通知の場合と同様である。

②通知の撤回は、新債権者として指定された者の同意があるときのみ、有効である。」 (Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. XXIII.)
 ドイツ民法四〇九条「①債権者が債務者に対して債権を譲渡したことを通知した場合において、通知した債権譲渡が存在せず、又は無効であつたときは、債権者は、債務者に対して、通知した債権譲渡が有効であることを認めなければならない。債権者が債権譲渡に関する証書をその証書中に指定された新債権者に交付し、かつ、新債権者がこれを債務者に呈示したときも、通知の場合と同様である。

②通知は、新債権者として指定された者の同意によつてのみ、撤回することができる。」

(55) 第二草案が債権の特定承継の原則を採用していることについては、古屋・前掲注(2)二八五頁以下参照。

(56) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 584.

- (57) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 584.
 (58) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 585.
 (59) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. XXI. なお、第二草案三四六条に対応するドイツ民法の規定は、四〇二条及び四〇三条である。条文を以下に挙げる。
- 同法四〇二条 「旧債権者は、新債権者に対して、債権の行使に必要な報告をなし、かつ、旧債権者が占有している限りにおいて、その債権の証明に有用な証書を交付する義務を負う。」
- 同法四〇三条 「旧債権者は、新債権者の請求により、債権譲渡に関して公に認証された証書を新債権者に対して交付しなければならない。新債権者は、その費用を負担し、かつ、前払いをしなければならない。」
- (60) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 583.
 (61) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 583 f.
 (62) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 583.
 (63) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 584.
 (64) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 584.
 (65) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 584.
 (66) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 585.
 (67) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 585.
 (68) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 585.
 (69) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 585.
 (70) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. 585.
 (71) Mugdan, a. a. O. (Fn 49), S. XXIII u. XXIV.

第三章 総括と日本法への示唆

第一節 総括

第二章におけるドイツ民法四一〇条の立法過程の検証から、新債権者による債務者に対する譲渡証書の呈示・交付又は旧債権者による債務者に対する譲渡の通知がなければ新債権者は債務者に譲渡債権を行使できないとする同条の立法趣旨は、どのように理解されうるだろうか。本節は、第二章において検証した同条の立法過程を整理し、同条の立法趣旨を明らかにしようとするものである。

同条に対応する部分草案一八条一項・第一草案三〇八条・第二草案三五三条の各規定は、新債権者が債務者に対して譲渡証書を呈示（第二草案三五三条は交付も含む）するか、又は、旧債権者が譲渡について債務者に通知しなければ、新債権者は債務者に対して譲渡債権を行使できないという点で、共通していた。そして、各草案は、この趣旨についても、各草案が債権の特定承継の原則を採用し、譲渡の効果たる債権移転が債務者との関係でも生じるための通知・承諾を不要としていることから、譲渡について何も知らない債務者は表見譲受人に無効な弁済をなし、真正な債権者との関係で二重弁済・履行遅滞となる危険を有しているところ、かかる危険を債務者に負わせることは当事者間の公平に反するため、債務者が表見譲受人に無効な弁済をなさないように新債権者に譲渡証書の呈示・交付又は旧債権者による債務者に対する譲渡の通知によって自らが権利者であることを証明させるものであるという点で共通していた。たしかに、第二草案三五三条は、譲渡証書の呈示・交付又は通知がなければ新債権者が譲渡債権を行使できないことについて、債務者に第一草案三〇六条を援用させる趣旨の規定であると説明されている。しかし、譲渡証書の呈示・

交付又は通知が新債権者が権利者であることを証明する機能を有することは否定できず、同草案三五三条の究極的な目的は他の草案と同様に債務者の二重弁済・履行遅滞の危険を除去するところにあるから、同草案三五三条の趣旨は、他の草案の趣旨と同じであるといえるのである。以上に述べたドイツ民法四一〇条の立法過程から、同条の立法趣旨は、草案段階から一貫して、新債権者に譲渡証書の呈示・交付又は通知によって権利者であることを債務者に対して証明させ、債権の特定承継の原則により譲渡について何も知らない債務者が表見譲受人に無効な弁済をなし、原債権者や新債権者といった真正な債権者との関係で二重弁済・履行遅滞の危険を負うことを防止して、もって当事者間の公平を図ったものであったのである。ドイツ債権譲渡制度における債務者に対する対抗要件規定の趣旨は、右のように理解することができる。

債務者が表見譲受人に無効な弁済をなさないようにするためには、譲渡証書は、偽造される恐れのない公正証書であるべきである。⁽⁷²⁾ 債務法部分草案及び第一草案は、表見譲受人が譲渡証書を偽造してこれを債務者に呈示し、債務者が表見譲受人に無効な弁済をなすことを防止するため、譲渡証書に公証を要求していた。しかし、第二草案は、譲渡証書に公証を要求すると、譲渡人は譲渡のたびに公正証書を作成しなければならなくなり、譲渡人がこの手間を惜しんで譲渡をすることを控えるようになるから、譲渡証書には公証を要しないとする。さらに、同草案は、譲渡証書に公証を要求しなくても、債務者が譲渡証書の真正に疑念をもてば、債務者は原債権者に問い合わせをするであろうし、また、債権者不確知による供託をなすこともできるから、債務者には不利益は及ばないとする。ドイツ民法四一〇条一項は、この理由づけを維持して、譲渡証書につき公証を不要としている。

第二節 日本法への示唆

ドイツ債権譲渡制度における債務者に対する対抗要件規定であるドイツ民法四一〇条は、民法四六七条一項の解釈

論にいかなる示唆を与えうるであろうか。ここで、仮に日本の債権譲渡制度がドイツ債権譲渡制度における債権の特定承継の原則を採用したものであるといえたとすれば、債権譲渡の効果たる債権移転は、譲渡契約締結によって譲渡人・譲受人のみならず、債務者及びそれ以外の第三者との関係でも生じることとなる。したがって、新債権者が譲渡の効果を経た債務者及びそれ以外の第三者に及ぼすための通知又は承諾は不要とされ、債務者は、譲渡債権の行使を受けるまで譲渡について何も知らないこととなる。かかる債務者は、新債権者が譲渡債権を行使する前に表見譲受人が履行請求をしてきたときは、表見譲受人に無効な弁済をなし、新債権者との関係で二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる。また、新債権者に対する債権譲渡がなく、原債権者が債務者に対する債権を行使する前に表見譲受人が履行請求をしてきたときは、かかる債務者は、表見譲受人に無効な弁済をなし、原債権者との関係で同様の危険を負うことになる。右のような結果は、当事者間の公平に反するものであるといえる。ここにおいて、まさにドイツ民法四一〇条から示唆を受けることができるであろう。すなわち、新債権者に譲渡債権を行使する際に自らが権利者であることを債務者に対して証明させ、債務者が表見譲受人に無効な弁済をなすことを防止する必要があるのである。債務者は、新債権者が権利者であることを自らに証明するまでは債務の履行を拒絶できなければならないのである。これについて定めた規定が、民法四六七条一項ではいえないであろうか。

民法四六七条一項がドイツ民法四一〇条と同趣旨の規定であるとするならば、譲渡人が債務者に対してなす譲渡についての通知は、譲渡人は通知の中で譲受人（新債権者）を特定して債務者に表示するから、新債権者が権利者であることを債務者に証明する方法の一つであるといえる。債務者は、譲渡人の通知において表示された譲受人（新債権者）に弁済すれば、有効な弁済をしたことになる。それでは、債務者の譲渡についての承諾はどうか。承諾自体は債務者がこれをなすものであるから、承諾は、新債権者が権利者であることを証明する方法であるとはいえないようにも思

える。しかし、ここで確認しなければならぬことは、承諾は「債権譲渡の事実を了知したことを表示する債務者の行為」であるということである。⁽⁷³⁾ 旧債権者から債務者に対して譲渡についての通知がなされないときは、新債権者は、債務者に先に述べたような不利益を負わせないために、自らが権利者であることを譲渡證書の呈示等によって債務者に対して証明しなければならぬ。その結果、債務者は、旧債権者と新債権者との間で債権譲渡があった事実を了知することになり、これを新債権者に対して表示することとなる。したがって、承諾は、新債権者が権利者であることを証明する方法ではないようにも思われるけれども、新債権者は「債務者に譲渡について承諾させる」という方法をとることによってこれを証明するのであるから、この証明方法を端的に表現したものであるといえよう。債務者が新債権者による権利者であることの証明によって譲渡を承諾したときは、債務者は、承諾した譲渡の内容に従って新債権者に弁済をなせば、有効な弁済をなしたことになる。民法四六七条一項は、新債権者が旧債権者による通知及び債務者による承諾という方法で債務者に対して権利者であることを証明することを要件として、新債権者が譲渡債権の行使を債務者に認めさせることができることを規定したものであり、本稿の「対抗」の定義によれば、⁽⁷⁴⁾ 債務者に対する対抗要件規定であるといえる。第一章の一で述べたように、ドイツ債権譲渡制度における債権の特定承継の原則が民法四六七条の解釈論に示唆を与えうるのであれば、右に述べた同条一項の解釈論は、あながち不当なものとはいえないのではなからうか。なお、同条同項を本稿のように理解するならば、同条同項は、あくまでも譲受人(新債権者)が債務者に譲渡債権の行使を対抗するための規定であり、譲受人がどのような要件を満たせば債務者以外の第三者に譲渡債権の帰属を対抗できるかという、債務者以外の第三者に対する対抗要件について定めた規定ではないこととなる。⁽⁷⁵⁾

ところで、有泉博士は、民法四六七条一項を「専ら Legitimation の問題として債務者は通知に従って弁済すれば確

実に債務を免れるし、譲渡人に通知をなさしめた譲受人が譲受債権を行使すれば債権は完全に消滅すると云ふ方面から規定したものと解され、「従つて一項の範囲に於ては抑々債務者以外の第三者に対抗するの問題は起らない」とされる⁷⁶。博士は、この見解についてその根拠を示されていない⁷⁷。しかし、博士が用いられる Legitimation という語は、先に述べたように、債務法部分草案理由書及び第一草案理由書が「権利者としての資格」という意味で用いている語であり、新債権者が譲渡債権を行使するにあつて債務者に対して証明しなければならない対象を示す語であった。新債権者が譲渡債権の行使にあたり債務者に権利者としての資格を証明しなければならぬ理由は、債務者が表見譲受人に無効な弁済をなし、真正な債権者との関係で二重弁済・履行遅滞の危険を負うことを防止するところにある。博士は、ドイツ民法四一〇条の立法趣旨を民法四六七条一項の解釈論に導入しようとしたのではあるまいか。譲渡人が債務者に対してなす通知を新債権者が権利者としての資格を証明する方法とされ、通知に従つて譲受人に弁済をなした債務者は確実に債務を免れるとされる博士の説明は、ドイツ民法四一〇条の立法趣旨を民法四六七条一項に導入するものでなければなしえないものであると思われる。本稿は、有泉博士の同条同項の解釈論は再検討されてしかるべきと考える。

以上、ドイツ民法四一〇条の立法趣旨が民法四六七条一項の解釈論にいかなる示唆を与えうるのかについて若干の検討を加えてみた。前者が後者の解釈論に示唆を与えうるとしても、後者のあるべき解釈論は、これまでの債務者に対する対抗要件をめぐる判例学説を客観的に整理し検討を加えた上でこれを構築しなければ、説得力のあるものとはなりえないであろう。この作業は、残された課題である。また、民法四六七条二項は、債務者以外の第三者に対する対抗要件について規定する。同条一項がその基礎にドイツ債権譲渡制度における債権の特定承継の原則を有するとするならば、同条二項もまた、同原則をその基礎に有していることになる。何となれば、同原則は、債権譲渡の効果た

る債権移転は譲渡契約締結によって譲渡人・譲受人間のみならず債務者及びそれ以外の第三者に対しても生じるといふものだからである。同条二項が同原則を基礎に有する結果、同条二項について、いかなる解釈論が導かれるのか。このことは、同制度における債務者以外の第三者に対する對抗要件規定の立法趣旨をその立法過程から検証することで明らかとなりそうである。これについても、残された課題であるといえよう。これらの残された課題については、別稿において詳しく論じることとしたい。

(72) なお、このことは、旧債権者が債務者に対してなす譲渡についての通知にもあてはまることである(第二章第四節二3参照)。ドイツ民法四一〇条二項は、本文において以下に述べる譲渡証書に公証を要求しない理由と同様の理由から、通知についても公証を要求していないものと思われる。

(73) 奥田昌道『債権総論』(増補版)(悠々社・平四)四三八頁。同旨、我妻栄『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』(岩波書店・昭三九)五三二頁、於保不二雄『債権総論』(新版)(有斐閣・昭四七)三〇九頁。

(74) 前掲注(4)参照。

(75) したがって、民法四六七条一項の「債務者其他ノ第三者」とは、債務者はもちろん、保証人のように債務者と同様に譲受人(新債権者)から譲渡債権の行使を受けうる者(これが「其他ノ第三者」である)をいうと考えられる。

(76) 有泉亨「債権譲渡の對抗要件——民法第四六七条二項の第三者」民事法判例研究会『判例民事法昭和八年度』(有斐閣・昭一二)一九一頁。なお、原文中の割注については、引用にあたり省略した。

(77) 池田・前掲注(7)九八頁参照。